

青森県地域森林計画関係森林関連情報取扱要領

平成24年 3月19日 制 定

平成29年11月 1日 改 正

(趣 旨)

第1条 この要領は、地域森林計画の樹立（変更を含む。以下同じ）に当たって作成又は調製される森林計画図、森林簿及びその他地域森林計画に係る森林情報の保護並びに青森県が測量計画機関として管理する測量成果の複製等の適正、かつ、円滑な提供を行うための取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林関連情報 地域森林計画の樹立に当たって作成又は調製される森林計画図、同図の基となる森林基本図、地況及び林況等を取りまとめた森林簿、林況調査等に使用する空中写真等で、地域森林計画対象森林に関する情報の総称（紙等又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））で、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 個人情報 青森県個人情報保護条例（平成10年青森県条例第57号。以下「保護条例」という。）第2条に規定する個人情報をいう。

- (3) 地域農林水産部 地域県民局地域農林水産部をいう。
- (4) 開示 閲覧及び交付をいう。
- (5) 交付 森林関連情報の全部又は一部の写しの提供をいう。
- (6) 配備機関 県（林政課）及び地域農林水産部並びに森林情報を配備する市町村及び地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所（以下「林業研究所」という。）をいう。
- (7) 林業事業体 森林組合（「森林組合法」（昭和 53 年法律第 36 号。以下「組合法」という。）第 3 条第 1 項の森林組合をいう。）及び「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成 8 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する造林業、育林業又は素材生産業を営む者をいう。
- (8) 測量成果 青森県が測量機関として管理する森林基本図、空中写真（正射写真図を含む。）をいう。
- (9) 複製等 「測量法」（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）第 43 条の規定による「複製」又は同法第 44 条の規定による「使用」をいう。
- (10) システム 青森県森林地理情報システムをいう。
- (11) 森林経営計画 「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に規定する「森林経営計画」をいう。
- (12) 集約化実施計画 「多様な森林整備のための集約化の促進について」（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知）第 4 の 4 に規定する集約化推進区域の対象森林とされている森林の集約化実施計画をいう。

（関係法令等の適用等）

第 3 条 森林関連情報のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号の法令等に基づき、適正に取り扱うものとする。

(1) 測量成果 法

(2) 森林所有者名等個人情報を含む森林簿 保護条例

(森林簿等の性格)

第4条 森林簿は、地域森林計画の樹立、森林計画制度その他各種森林・林業施策の運営等に資するもので、そのうち、森林簿は林況等を取りまとめたものであり、また、森林計画図は、地域森林計画の対象森林の区域を示すとともに、林況等に応じて小班を設定、小班境界区分しているものである。

2 前項の森林簿及び森林計画図は、簡易な現地調査、空中写真及び衛星画像の判読等の間接調査法によって作成又は調製したものであることから、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではないことから、開示に当たってはその旨説明又は明記するものとする。

3 森林簿に記載している項目のうち「森林の所在地番」、「森林所有者住所」及び「森林所有者氏名」は個人情報に当たることから、保護条例及びこの要領に基づき適正に取り扱うものとする。

(森林関連情報の重要性の分類)

第5条 森林関連情報について、その機密性の保全、利用に応じて重要性を次のとおり分類し、必要に応じ取扱を制限するものとする。

(1) 機密性(許可された者だけが森林関連情報にアクセスできることをいう。)により、次のとおり分類し、取扱を制限するものとする。

分類	分類基準	取扱制限
機密性 3	森林関連情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する森林関連情報	・私物パソコンでの作業禁止
	森林関連情報のうち、秘密文書に相当	・必要以上の複製及び

機密性 2	する機密性は要しないが、直ちに一般に公開することを前提としていない森林関連情報	配布禁止 ・ 保管場所の制限、保管場所への必要以上の外部記録媒体の持込禁止 ・ 復元不可能な処理を施しての廃棄 ・ 外部記録媒体の施錠可能な場所への保管
機密性 1	機密性 2 及び機密性 3 の森林関連情報以外の森林関連情報	

(2) 完全性（森林関連情報が正確及び完全であることを常に維持することという。）により、次のとおり分類し、取扱を制限するものとする。

分類	分類基準	取扱制限
完全性 2	森林関連情報のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により森林所有者の権利が侵害される、又は行政事務の的確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある森林関連情報	・ バックアップ、電子署名付与 ・ 外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定 ・ 外部記録媒体の施錠可能な場所への保管
完全性 1	完全性 2 の森林関連情報以外の森林関連情報	

(3) 可用性（許可された者が、確実に森林関連情報を利用できることをいう。）により、次のとおり分類し、取扱を制限するものとする。

分類	分類基準	取扱制限
可用性 2	森林関連情報のうち、滅失、紛失又は当該森林関連情報が利用不可能であることにより森林所有者の権利が侵害される、又は行政事務の的確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある森林関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ ・外部記録媒体の施錠可能な場所への保管
可用性 1	可用性 2 の森林関連情報以外の森林関連情報	

（森林関連情報の配備及び管理）

第 6 条 林政課長（以下「課長」という。）は、林政課の管理者及び総括管理者となるものとする。また、課長は、森林関連情報とその種類ごとに別表 1 により配備するものとし、その管理上の責任者（以下「責任者」という。）は配備機関の長とする。

2 課長は、森林計画担当者を管理担当者とし、森林関連情報の適正な保護管理及び円滑な情報提供等を行わせるものとする。

（利用及び提供の制限）

第 7 条 課長及び責任者は、法令等に基づく場合を除き、自己の業務の利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならないものとする。ただし、本人以外に提供することが明らかに本人の利益になるときは、利

用目的以外の目的に自ら利用し、又は提供できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村及び林業研究所の責任者は、配備された森林関連情報について自らが行う森林・林業行政又は調査研究の用務に限り利用することができるものとする。

なお、森林簿の個人情報、市町村及び林業研究所それぞれに係る個人情報保護条例等に基づいて取り扱うものとする。

(森林関連情報の開示等)

第8条 何人も、森林関連情報の開示を請求することができるものとする。

- 2 開示等ができる森林関連情報は、別表1のとおりとする。

(森林関連情報の開示手続き)

第9条 森林関連情報の開示は、森林関連情報開示申請書(第1号様式)を管理者に提出させて行うものとする。

- 2 前項の森林関連情報のうち、森林簿については、個人情報に係る項目を除く閲覧、交付に当たっては、個人情報を除き、必要最小限の項目について行うものとする。ただし、申請者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、全ての項目を閲覧又は交付することができるものとする。

(1) 申請者が本人又は法定代理人(以下「本人等」という。)であるとき。

この場合、本人等の確認については、管理者は、「知事が取り扱う個人の情報の保護等に関する事務取扱要綱」第5の2の(5)に準拠するものとする。

(2) 本人等の同意があるとき。

この場合、申請者には、同意書(第2号様式)又は「森林経営計画」若しくは「集約化実施計画」の作成に係る委任状等の同意書に代わる書面を添付させるものとする。

(3) 前各号以外のとき。

本事務の取扱いは、個別具体的に検討を要することから林政課で行うものとする。

- 3 前項第1号又は第2号の規定に基づき、森林簿の全ての項目を閲覧させ、又は交付する場合は、管理者の承認を得るものとする。
- 4 前項の交付は、自己の森林経営の参考に供する場合のほか、その利用目的が公用又は公益性があると認められるとき又は営利を目的としないときに、交付できるものとする。
- 5 交付に係る費用については、交付媒体の現物提供等による申請者の実費負担とするものとする。ただし、公用又は行政機関間の便宜供与であるときは、管理者は無償で交付できるものとする。
- 6 管理者は、交付媒体の全てについて、以下によりその内容が識別できるラベルを添付して交付するものとする。

1	森林情報の種類
2	重要性分類 機密性： 、完全性： 、可用性：
3	作成年月日
4	作成者所属・職・氏名

※ 1及び2については、別表1による。

(林業事業体等に対する森林簿等の貸与)

第10条 前条の規定にかかわらず、森林簿（個人情報を含む。）及び森林計画図は、個人情報の保護に関する規程等を具備している林業事業体に貸与できるものとする。

2 前項の貸与は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 森林組合が組合法第9条の規定に基づく事業として、自ら所有する森

林、森林所有者から委託等を受けた森林又は委託者以外の森林を含む森林経営計画を作成する場合

(2) 森林施業プランナー認定要領第6の規定により森林施業プランナー認定証の交付を受けた者又は青い森間伐マイスター養成研修を修了した者が所属する法人である林業事業体（森林組合を除く）が、自ら所有する森林又は森林所有者から委託等を受けた森林を含む森林経営計画を作成する場合

3 貸与を受けようとする林業事業体には、森林簿及び森林計画図等貸与申請書（森林組合にあつては第3-1号様式、森林組合を除く林業事業体にあつては第3-2号様式）を提出させ、個人情報保護管理規程等の遵守体制を審査の上、貸与することができるものとする。

4 貸与できる期間は、森林経営計画に係る地域森林計画の計画期間内とする。

5 貸与できる森林計画図及び森林簿等の範囲は、森林組合にあつては定款で規定する地区及び森林所有者から委託を受けた森林が所在する市町村とし、森林組合を除く林業事業体にあつては自ら所有する森林又は森林所有者から委託を受けた森林が所在する市町村とする。

6 貸与を受けた林業事業体は、毎年度、当該年度に作成した森林経営計画の実績を翌年度の4月10日までに森林関連情報利用実績報告書（第4号様式）により課長に報告しなければならないものとする。

なお、実績がない場合は、その旨及び理由を記載するものとする。この場合、課長は貸与した森林簿等を返却させることができるものとする。

7 課長は、第3項の規定により森林簿及び森林計画図を貸与した林業事業体等に対し、チェックシート（第5号様式）により個人情報の保護の遵守について十分指導するものとする。

（森林関連情報の貸出）

第 11 条 森林関連情報のうち、貸出できるものは別表 1 のとおりとする。

2 前項の森林関連情報を借用しようとする者には、森林関連情報借用申請書（第 6 号様式）を管理者に提出させるものとする。

（測量成果等の複製又は使用）

第 12 条 複製又は使用の承認を要する測量成果は、別表 1 の「森林基本図」及び「空中写真（デジタル化されたものを含む。）」であり、「森林計画図」もその対象とするものとする。

2 前項の測量成果等の複製又は使用をしようとする者は、測量成果複製（使用）承認申請書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならないものとする。

3 知事は、当該複製又は使用の目的が公共性を有し、又は不特定多数の者が提供を受けることとなる場合に、測量成果複製（使用）承認書（第 8 号様式）により承認するものとする。

4 本事務の取扱いは、林政課で行うものとする。

（複製又は使用の条件）

第 13 条 前条の規定による複製又は使用の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

（1） 成果品には、次の語句を見やすいところへ必ず明記すること。

「この成果品は、青森県知事の承認を得て複製（使用）したものである。

（承認番号 年 月 日付け青林第 号）

（2） 承認書に記載された複製（使用）目的以外での複製（使用）を行わないこと。

（3） 第三者への譲渡、貸出を行わないこと。また、複製（使用）に要する経費については、申請者の負担とすること。

（4） 複製等のために前条第 1 項の成果品等を毀損等した場合には、原状に復

帰させたものを返却するか、相当分を賠償すること。

(5) 複製後、成果品を得たときは、速やかに林政課に1部提出すること。

(その他)

第14条 その他この要領に定めのない事項については、必要に応じて課長が定め、又は林政課と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 廃止した要領第8条の規定に基づき、既に貸与したの森林簿及び森林計画図については、第10条の規定を適用する。
- 3 改正後の要領は、平成29年11月1日から施行する。
- 4 改正前の要領第10条の規定に基づき貸与した森林簿及び森林計画図については、改正前の規定を適用する。